

## 食品等の表示に係る一斉取締りの指導件数等

平成27年11月  
消費者庁

地方自治体(都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局)による、食品等の表示に係る平成27年度夏期一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要 (単位:件数)

	命令		指示		命令及び指示以外の措置	
	夏期	年末	夏期	年末	夏期	年末
平成27年度	0	—	0	—	1,785	—

一斉取締り: 「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各自治体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り

食品表示法: 食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行

命令: 食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)

指示: 「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項)

### 1 許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等

	監視指導延べ施設数	表示違反が確認された延べ施設数								表示違反に対する措置							法令所管機関へ回付等	
		食品表示法			食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法			食品衛生法		告発					
		衛生事項	保健事項	品質事項				命令	指示	命令及び指示以外の措置	命令	命令以外の措置						
					第6条第5項	第6条第8項	第6条第1項						第54条	第55条				
平成27年度 夏期	許可を要する営業施設	290,006	970	690	4	210	25	11	30	0	0	0	853	0	0	25	0	54
	許可を要しない営業施設	153,380	988	538	21	282	5	81	61	0	0	0	824	0	0	5	0	186
	計	443,386	1,958	1,228	25	492	30	92	91	0	0	0	1,677	0	0	30	0	240

食品衛生法第20条: 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止

健康増進法第31条第1項: 健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止

食品衛生法第54条: 食品等の廃棄又は食品衛生上の危害を除去を行う行政処分

食品衛生法第55条: 許可の取消、営業停止を行う行政処分

許可を要する営業施設: 飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業 など

許可を要しない営業施設: 給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうじ販売業、添加物の販売業 など

### 2 収去した食品等の検体数、違反件数等

	収去検体数	違反検体数											表示違反に対する措置							法令所管機関へ回付等					
		食品表示法											食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法			食品衛生法		告発				
		衛生事項					保健事項			品質事項	命令	指示				命令及び指示以外の措置	命令	命令以外の措置							
		アレルギー	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示				その他	第6条第5項	第6条第8項				第6条第1項		第54条	第55条			
平成27年度 夏期	国産品	18,469	117	11	2	3	38	40	13	2	0	1	6	0	0	1	0	0	0	99	0	0	0	0	1
	輸入品	2,924	13	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	9	0	0	0	0	4
	計	21,393	130	11	2	3	41	46	13	2	0	1	6	0	0	5	0	0	0	108	0	0	0	0	5

収去: 食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為